

川南町省エネ家電購入費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、エネルギー等の物価高騰対策として、エネルギー消費性能に優れた家電製品の導入を推進することにより、町民のエネルギー費用の負担軽減を図るとともに、地球温暖化対策を推進するため予算の定める範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 川南町省エネ家電購入費助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる事業は、次に掲げる家電製品（以下「省エネ家電」という。）を購入する事業とする。ただし、同一の省エネ家電について、国から購入費用の助成等を受けている場合は、対象外とする。

(1) エアコン 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度が2027年度又は2029年度のものに限る。）が、100パーセント以上のもの

(2) 冷蔵庫 日本産業規格C9901に基づく省エネルギー基準達成率（目標年度が2021年度のものに限る。）が、100パーセント以上のもの

2 前項に定めるもののほか、省エネ家電は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 購入日時点で新品かつ未使用のもの

(2) 令和8年6月1日以後に購入したもの

(3) 宮崎県内に所在する店舗又は事業所において購入したもの

(4) 自ら居住する本町の区域内に存する住宅（居住の用に供する部分の床面積の合計が、延床面積の2分の1以上のものに限る。以下同じ。）のうち、居住の用に供する部分に設置するものであること。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 助成金申請日時点において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本町が備える住民基本台帳に記録されている者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する

暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 世帯全員が町税を滞納していない者であること。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち省エネ家電の本体の購入に要する経費（設置、配送、附属品の購入等に係る経費、既設の機器の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税を除く。）とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成対象経費（省エネ家電を複数購入する場合は、その合計額）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる区分に応じた当該各号に定める額を限度とする。

(1) 町内の家電販売店からの購入 6万円

(2) 県内の家電販売店からの購入 3万円

2 前項に掲げる助成金の交付は、1世帯につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川南町省エネ家電購入費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 助成対象経費に係る領収書又はレシートの写しであって、次に掲げる事項が全て記載されているもの。ただし、当該書類以外の書類のみによって、当該事項のいずれかを確認することができる場合にあっては、併せてその書類を提出しなければならない。

ア 購入日

イ 購入した店舗

ウ 型番

エ 購入費用及びその内訳

(2) 設置したことを確認できる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請の受付開始日は、令和8年6月1日とする。

3 第1項に規定する申請は、令和9年2月26日までに行わなければならない。

4 申請者から提出された書類は、返還しないものとする。

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めたときは、川南町省エネ家電購入費助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、必要な条件を付すことができる。

2 町長は、助成金を交付しないことを決定したときは、川南町省エネ家電購入費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(協力の要請)

第8条 町長は、助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)に対して、助成金に係る省エネ家電の使用状況等に関する調査への協力を求めることができる。

(財産処分の制限)

第9条 助成事業者は、省エネ家電の設置が完了した日から5年を経過する日までの間は、町長の承認を受けずに当該省エネ家電を譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。

2 町長は、前項の規定による承認をしたときは、助成事業者に助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第10条 町長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(1) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2) この告示及び町長の指示に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(4) その他町長が不適當であると認めたとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、川南町省エネ家電購入費助成金交付決定取消通知書(様式第4号)により助成事業者に通知するものとする。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和9年3月31日に限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 第8条、第9条及び第10条の規定は、前項の規定にかかわらず、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

川南町省エネ家電購入費助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

川南町長 様

申請者氏名
住所
電話番号

川南町省エネ家電購入費助成金の交付を受けたいので、川南町省エネ家電購入費助成事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、審査の結果、交付決定を受けたときは、以下の金額を請求します。

1 助成金申請額

助成対象経費	円
助成金申請額	円

2 購入した省エネ家電の詳細

機器の種類	メーカー	型番	省エネルギー達成率	金額（税込み）
<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫				
<input type="checkbox"/> エアコン <input type="checkbox"/> 冷蔵庫				

3 振込先情報

金融機関名称	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協	<input type="checkbox"/> 信用組合 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 労働金庫 <input type="checkbox"/> （ ）	<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所
預金の種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
（フリガナ）			
口座名義人			

4 同意事項

この助成金の申請にあたり、次の事項について同意します。

- （1）世帯全員の町税の納付状況及びびについて町が調査すること
- （2）世帯全員が暴力団員又は暴力団関係者に該当しないことを確認するため、町が警察機関に照会すること

申請者氏名

印

様式第2号（第7条関係）

川南町省エネ家電購入費助成金交付決定通知書兼交付額確定通知書

文書番号
年 月 日

様

川南町長

年 月 日付けで申請のあった川南町省エネ家電購入費助成金については、次のとおり交付を決定し、額を確定しましたので、川南町省エネ家電購入費助成事業実施要綱第7条の規定により通知します。

1 交付決定及び確定額 円

2 交付条件等

川南町省エネ家電購入費助成事業実施要綱を遵守すること

様式第3号（第7条関係）

川南町省エネ家電購入費助成金不交付決定通知書

文書番号
年 月 日

様

川南町長

年 月 日付けで申請のあった川南町省エネ家電購入費助成金については、次の理由により不交付を決定しましたので、川南町省エネ家電購入費助成事業実施要綱第7条の規定により通知します。

1 不交付の理由

様式第4号（第10条関係）

川南町省エネ家電購入費助成金交付決定取消通知書

文書番号
年 月 日

様

川南町長

年 月 日付け文書番号で交付の決定及び額の確定を通知しました川南町省エネ家電購入費助成金については、次の理由により取り消しましたので、川南町省エネ家電購入費助成事業実施要綱第10条の規定により通知します。

1 取消の理由